

電気需給仕様書

本仕様書は、茨木市（以下「甲」という。）所有の施設（別紙施設一覧表のとおり）で使用する電力について、電力供給者（以下「乙」という。）が供給する電力に適用する。

1 概要

- (1) 件 名 茨木市高圧施設（庁舎本館等）に係る電気需給
- (2) 供給場所 別紙施設一覧表のとおり
- (3) 用途 施設内使用電力
- (4) 契約電力 別紙施設一覧表のとおり
- (5) 受電方式等 //
- (6) 電気工作物の財産分界点と保安上の責任分界点
 - ア 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じとする。ただし取引用計量装置は、一般送配電事業者の所有とする。
 - イ 保安責任分界点
電気工作物の財産分界点と同じ。

2 供給仕様

- (1) 契約方法 単価契約
- (2) 予定使用総電力量 21,616,851kWh/年
- (3) 供給期間 令和7年10月の検針日から令和8年10月の検針日前日まで
- (4) 電力使用計画 別紙施設一覧表のとおり
- (5) 使用電力実績 //
- (6) 電力の計量
 - ア 電力の使用に対する代金（以下「電気料金」という。）の算定に必要な使用電力量、最大需要電力（需要電力の最大値であって、30分最大需要電力計により計量される値をいう。）及び力率の計量は、甲の供給場所に設置された計量器により行うものとする。
 - イ 計量日時は甲と乙が協議の上、毎月定めるものとし、計量結果の記録を取り交わす。
- (7) 電気料金の算定
 - ア 料金の算定は1月（前月の計量から当月の計量までの期間をいう。）の使用電力量に基づき、次の計算方法で算定し、毎月支払うものとする。
電気料金＝基本料金＋電力量料金＋予備電力料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金
（算出した電気料金に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）
 - イ 基本料金、電力量料金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定は次のとおりとする。
また、契約単価は、施設グループ毎に同一単価とすることとし、消費税相当額を含むものとする。
 - (イ) 基本料金 契約電力を、契約単価及び力率から計算した金額（以下の算式による。）
基本料金＝契約電力×契約単価×（（185－力率）/100）
割引後基本料金＝基本料金－（基本料金×割引率）【割引率設定時】
※施設Aグループ及びBグループの場合、契約電力とは、検針当月を含む過去1年間の各月の最大需要電力のうちで最も大きい値とする。
※施設Cグループ及びDグループの場合、契約電力とは、契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計量される値がこれを超えないものとする。
 - (イ) 電力量料金 使用電力量に単価一覧（燃料費調整を行う場合については(ウ)による。）の料金を、

乗じて計算した金額（以下の算式による。）

電力量料金 = 使用電力量×電力量契約単価+燃料費調整額+市場価格調整額

割引後電力量料金=電力量料金－（電力量料金×割引率）【割引率設定時】

(ウ) 燃料費調整額・市場価格調整額

燃料費調整額及び市場価格調整額の算定は、公告の日に実施されている当該地域を管轄した一般電気事業者であった小売電気事業者が定める電気供給条件（特別高圧・高圧）を用いること。

・計算式

燃料費調整額=使用電力量×燃料費調整単価

市場価格調整単価＝（平均市場価格－基準市場価格）×調整係数

※当該地域を管轄する一般送配電事業者が電気料金の改定により電気供給条件を変更した場合は、燃料費調整単価の算定方法及びそれに用いる基準燃料価格及び基準単価に、どの時点の値を適用するかについて、甲と乙が協議の上、決定する。

※市場価格調整単価は小数点以下第三位で四捨五入することとする。

※入札価格の算定にあたっては、燃料費調整額及び市場価格調整額は考慮しないものとする。

(エ) 予備電力料金

予備電力料金＝予備電力料金単価×契約電力

(オ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金として当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。

※入札価格の算定にあたっては、再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないものとする。

(カ) 力率

力率は、その1月のうち毎日8時から22時までの時間における平均力率とする。単位は、％とし、小数点以下第1位を四捨五入する（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100％とする。）。平均力率の算定式は一般送配電事業者の供給条件による。

なお、入札価格算定時の力率は100％とすること。

(8) 検針日及び計量

検針日は、施設ごとに一般送配電事業者があらかじめ設定した日（検針区域に応じて定めた毎月一定の日）とする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。

(9) その他

ア 権利義務の譲渡等

乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合にはこの限りではない。

イ 契約電力を超過した場合

甲は、その月に契約電力を超えて電気を使用した超過料金の扱いは、乙及び当該一般送配電事業者の責めとなる理由による場合を除き、甲乙協議の上定める。

ウ 支払条件

乙は、算定された当該月分の料金を適法な請求書で速やかに甲に請求し、この場合は30日以内（その日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日）にこれを支払う。また、請求合計額の小数点以下については、切り捨てとする。

なお、乙の請求方法については、各施設の請求額をまとめた総価（各施設単位の請求情報を集計表にまとめたもの）を記載した紙媒体の請求書及び電子データ（CSVデータ等）請求と、当請求書の明細にあたるものとして施設単位での紙媒体請求及び電子データ（CSVデータ等）請求とし、甲の円滑な支払いが可能となるようにすること。

3 電気の安定供給

電気の安定供給を図ること。

また、乙側の事故や災害により、甲への電力供給が停止した場合は、業務に支障が生じることがないように、予備の発電設備又は他の電気事業者からの電力を確保すること。

4 その他

- (1) 契約期間中における予定使用電力量を年間総使用量とし、年間の実績使用量が、当年間総使用量に対し達しない場合や、超えた場合についても、契約した単価に基づく料金となり、乙は、料金の追加請求を行わないこと。

なお、その他、この仕様書に定めのない乙の請求については発生しないものとする。

- (2) 協議

その他、仕様書に定めのない事項については、当該地域を管轄する一般送配電事業者の定めに準ずるものとし、甲乙協議により定める。